

四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正の趣旨

「四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」は、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下において運営基準といいます。）」を踏まえ制定しています。

運営基準においては、特定地域型保育事業を行う者に求められる特定教育・保育施設等との連携について定められています。また、同様の連携については、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下において認可基準といいます。）」においても定められています。

先般、認可基準の一部改正により連携の定めが緩和されたことを踏まえ、運営基準においても同様の改正が行われました（令和元年内閣府令第7号）。このことから、本市においても運営基準に準じ、次のとおり条例の改正を行います。

2 改正の概要

（1）代替保育の提供先として小規模保育事業A型等を追加

【第42条第3項及び第4項】

本市が、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の①及び②いずれの条件も満たす場合、連携先を小規模保育事業者又は事業所内保育事業を行う者（特定地域型保育事業を行う場所において代替保育を提供する場合は、本市が小規模保育事業A型事業者と同等の能力を有すると認める者）から確保することを可能とします。

- ①特定地域型保育事業者と代替保育を提供する者との間で、それぞれの役割分担及び責任の所在が明確化されていること。
- ②代替保育を提供する者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（2）卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和

【第42条第5項及び第6項】

市長が、特定地域型保育事業者による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、卒園後の受皿の提供を行う連携先を次のいずれか（入所定員が20人以上であって、市長が適当と認めるものに限り、）から確保することを可能とします。

- ①企業主導型保育事業に係る施設
- ②地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設

(3) 満3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務の免除
【第42条第9項】

満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所のうち、市長が適当と認めるものについては、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とします。

(4) 経過措置の5年延長

【附則第7項】

特定地域型保育事業者のうち、連携施設の要件を全て満たした事業者が少数である現状を踏まえ、連携施設を確保しないことができる経過措置を5年延長します。

(5) その他

【第8条、第15条第1項第2号、第37条第1項並びに第42条第1項及び第8項】

所要の規定の整備を行います。

3 改正案

条例の改正案につきましては、別紙「四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正案（新旧対照表）」をご参照ください。

なお、第42条第6項に規定する「特定地域型保育所業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき」については、本市が当該特定地域型保育所業者における市内周辺の保育所等に対して連携協力についての意向確認を行ったうえで、連携先となり得る施設がないと判断した場合を想定しています。